

## ガーナでは油等の移送手続きにご注意ください

こちらは、英文記事「[Mind the oil transfer procedures in Ghana](#)」（2021年6月9日付）の和訳です。

アフリカの Gard のコレスポンデントの一社である BUDD Group は、油等の移送に関してガーナが定める手続きに従わなかった場合の影響について船舶運航者に注意を喚起しています。

2021年6月7日、BUDD Group は [同社ウェブサイト](#) に以下のメッセージを掲載しました。



安全を促進し、海洋汚染を防止するため、GMA（ガーナ海事局）は、油等の移送に関して必ず遵守しなければならない手続きを明記した [本通知書](#) を発行しました。

[当社の2020年9月9日付サーキュラー](#) に記載のとおり、GMA の要求事項を満たさなかった場合、交渉の余地のない高額な罰金を科せられる可能性があります。

なお、2020年9月のサーキュラーに例示した GMA のリスト「*Approved Fines for Marine Pollution Violations*（海洋汚染防止に違反した場合の罰金）」に記載の違反内容と罰金額は、ともに変更される可能性がありますのでご注意ください。

例えば、2020年11月の事例では「GMA の承認を得ずに行った石油製品の移送（48時間前）」に対して課せられた罰金は、6万米ドルから24万米ドルへと4倍に増加しています。

GMA の定める油等の移送に関する手続きの概要は、2021年3月17日付の [Shipping Notice No.:017](#) の附属書 1 に記載されています（以下の書式とチェックリストも含まれています）。

- SCHEDULE 1: Bunker Notification form（別表 1：バンカー通知フォーム）
- SCHEDULE 2: Pre-fixture information（別表 2：成約前の情報）
- SCHEDULE 3: Information before transfer operations commence（別表 3：移送作業開始前の情報）
- SCHEDULE 4: Information before run-in and mooring（別表 4：移送および係船前の情報）

全ての移送作業について **GMA** の承認を受ける必要があります、また、移送作業の **48** 時間前までにバンカー作業について **GMA** に通知する必要があることにご留意ください。必要な情報を指定期限内に **GMA** に提出する主たる責任はバンカーサプライヤー側にありますが、受け入れ側船舶の船長や代理店には、船舶に関する正確な詳細が伝達されていること、移送作業時に必要な安全対策、汚染対策が船舶に導入されていることを検証・確認する責任があります。また、船長は移送作業を開始する前に、作業に携わる全乗組員が適切な訓練を受けており、十分な説明を受け、必要な個人用保護具を提供されていることを徹底する必要があります。

ガーナ向けに船舶を運航されているメンバーの皆さまは上記に留意し、船長に注意喚起するようお願いいたします。

本記事は **BUDD Group** からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。